

改正

平成 2 年 3 月 7 日 条例第 3 号

平成 9 年 7 月 1 日 条例第33号

平成10年12月 8 日 条例第30号

平成31年 3 月 26 日 条例第11号

江別市経済審議会条例

(設置)

第 1 条 本市における産業の振興及び市民の消費生活の安定向上を図るため、市長の附属機関として江別市経済審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、答申するほか、必要に応じて意見を具申するものとする。

(1) 産業の振興に関する基本的な事項

(2) 市民の消費生活の安定及び向上を図るための基本的な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 消費者代表

(3) 事業者代表

(4) 公募による者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会長が指名する委員をもって組織する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、第 2 条各号に掲げる事項について、審議会からの付託又は委任により調査審議するほか、会長が定める軽易な事項について処理するものとする。

3 部会に部会長を置き、部会の委員がこれを互選する。

(招集)

第 7 条 審議会は会長が招集し、部会は部会長が招集する。

(会議)

第 8 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前 2 項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(江別市中小企業振興条例の一部改正)
- 2 江別市中小企業振興条例(昭和54年条例第7号)の一部を次のように改正する。
目次中「第3章 審議会(第13条～第20条)」を削り、「第4章 雑則(第21条)」を「第3章 雑則(第13条)」に改める。
第3章を削る。
第4章中第21条を第13条とする。
第4章を第3章とする。
(江別市市民消費生活安定条例の一部改正)
- 3 江別市市民消費生活安定条例(昭和50年条例第14号)の一部を次のように改正する。
第15条を削り、第16条を第15条とする。
附 則(平成2年3月7日条例第3号)
この条例は、平成2年4月1日から施行する。
附 則(平成9年7月1日条例第33号)
この条例は、平成9年7月1日から施行する。
附 則(平成10年12月8日条例第30号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成11年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の江別市経済審議会条例第3条の規定に基づき選出されている委員(市議会議員である委員を除く。)は、この条例の施行後も、その選出に係る期間、引き続き委員としての身分を有する。
附 則(平成31年3月26日条例第11号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の第3条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。